○奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則

平成８年３月28日規則第19号

改正

平成９年２月28日規則第２号

平成９年４月１日規則第31号

平成18年１月10日規則第４号

平成19年３月30日規則第42号

平成24年３月30日規則第36号

平成25年６月26日規則第49号

令和２年10月30日規則第59号

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、奈良市名勝大乗院庭園文化館条例（平成８年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第２条及び第３条　削除

（使用の承認等の申請）

第４条　条例第４条第１項の規定により館の使用承認を受けようとする者は、名勝大乗院庭園文化館使用承認申請書（別記第１号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

２　前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（１）　展示室を使用する場合

使用しようとする日（引き続き２日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日前６箇月に当たる日から使用日前10日に当たる日までの間

（２）　茶室、和室又は会議室を使用する場合

使用日の属する月の初日前３箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、展示室と併せて使用する場合は、前号の期間

３　使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合（次に掲げる場合に限る。）は、名勝大乗院庭園文化館使用変更承認申請書（別記第２号様式）に次条第１項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第２号及び第５号から第８号までに掲げる変

更の申請は、前項各号に定める期間内に行わなければならない。

（１） 使用内容の変更

（２） 前項第１号に掲げる施設の使用の追加

（３） 前項第２号に掲げる施設の使用の追加

（４） 附属設備の使用の追加

（５） 使用日の追加

（６） 使用時間区分の追加

（７） 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更

（８） 準備又は後片付けのための使用から通常の使用への変更

（使用承認書の交付等）

第５条 指定管理者は、館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、名勝大乗院庭園文化館使用承認書（別記第３号様式。以下「承認書」という。）又は名勝大乗院庭園文化館使用変更承認書（別記第４号様式。以下「変更承認書」という。）に承認印（別記第４号様式の２）を押して申請者に交付するものとする。

２ 使用者は、館の使用に当たっては、承認書及び変更承認書（変更承認を受けた者に限る。以下同じ。）を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（使用期間）

第６条 次の各号に掲げる施設の使用期間は、引き続きそれぞれ当該各号に掲げる期間を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（１） 展示室 14日

（２） 茶室、和室又は会議室 ３日（展示室と併せて使用する場合は、14日）

（使用時間の延長）

第７条 使用者は、やむを得ない理由により当該承認に係る使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、あらかじめ名勝大乗院庭園文化館使用変更承認申請書により指定管理者の承認を受けなければならない。

（使用の取消し）

第８条 使用者は、施設の使用を取り消そうとする場合は、名勝大乗院庭園文化館使用取消届（別記第５号様式。以下「使用取消届」という。）に承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の納付）

第９条　使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

（１）　第４条第２項第２号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第７条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合　使用の日

（２）　国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合　使用の日後１箇月に当たる日

２　前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印（別記第５号様式の２）を押すものとする。

（使用料の減免）

第10条　条例第８条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、名勝大乗院庭園文化館使用料減免申請書（別記第６号様式）に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、名勝大乗院庭園文化館使用料減免決定通知書（別記第７号様式）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第11条　条例第９条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の率は、次に定めるとおりとする。

（１）　条例第６条第１項第３号又は第４号に該当し、使用することができなくなった場合　100分の100

（２）　展示室の使用料については、使用者から使用日前15日までに使用取消届があった場合　100分の50

（３）　茶室、和室又は会議室の使用料については、使用者から使用日前３日（展示室と併せて使用承認があった場合は、15日）までに使用取消届があった場合　100分の50

２　使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、名勝大乗院庭園文化館使用料還付申請書（別記第８号様式）に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、名勝大乗院庭園文化館使用料還付決定通知書（別記第９号様式）を交付するものとする。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

この規則は、条例の施行の日〔平成８年４月１日〕から施行する。

附　則（平成９年２月28日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成９年４月１日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年１月10日規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成19年３月30日規則第42号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第36号）

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成25年６月26日規則第49号）

この規則は、平成25年９月１日から施行する。

附　則（令和２年10月30日規則第59号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第１号様式（第４条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用承認申請書

受付第　　号
年　月　日

（宛先）指定管理者

住　所
使用者　団体名
氏名又は代表者名
電話　（　）

次のとおり名勝大乗院庭園文化館の使用承認を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="5"></td><td rowspan="2">入場予定人員

人</td></tr>
<tr><td>使用内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用日時</td><td colspan="6">年　月　日（　曜日）　時から
年　月　日（　曜日）　時まで</td></tr>
<tr><td>開場</td><td>時　分</td><td>開始</td><td>時　分</td><td>終了</td><td>時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用責任者</td><td colspan="6">住所</td></tr>
<tr><td colspan="6">氏名</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話</td><td colspan="2">使用施設</td><td>使用料（円）</td></tr>
<tr><td>申請内容</td><td colspan="3">普通使用・減免使用</td><td></td><td>展示室</td><td></td></tr>
<tr><td>入場方法</td><td colspan="3">整理券・会員券・招待券・当日券売・
その他（　　）</td><td></td><td>茶　室</td><td></td></tr>
<tr><td>入場料等徴収の有無</td><td colspan="3">1　入場料等を徴収しない。
2　入場料等を徴収する。
（　　）</td><td></td><td>和　室</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">承認条件</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td></td><td>会議室</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">合　計</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

承認番号　第　　号
年　月　日

注意事項
1　太線内のみ記入してください。
2　該当事項には、○を付けてください。
3　入場料等を徴収する場合は、（　）内にその内容を具体的に記入してください。
4　特別の設備をする場合は、特記事項欄に記入してください。

第２号様式（第４条・第７条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用変更承認申請書

受付第　　号
年　　月　　日

（宛先）指定管理者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
使用者　団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿
電話　　（　　）

次のとおり名勝大乗院庭園文化館の使用変更承認を受けたいので申請します。

変　更　理　由	
変　更　事　項	
使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日・第　　号
その他必要な事項	
承　認　条　件	
使　　用　　料	円

承認番号　　第　　号
年　　月　　日

注意事項

1　太線内のみ記入してください。
2　使用承認書を添付してください。

第３号様式（第５条、第８条―第11条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用承認書

住　　所

使用者　団 体 名

氏名又は
代表者名　　様

電話　　（　　）

使用目的						入場予定人員	人
使用内容							
使用日時	年　月　日（　曜日）　時から 年　月　日（　曜日）　時まで						
	開場	時　分	開始	時　分	終了	時　分	
使用責任者	住所						
	氏名						
	電話			使用施設		使用料（円）	
申請内容	普通使用・減免使用				展示室		
入場方法	整理券・会員券・招待券・当日券売・ その他（　　）				茶　室		
入場料等徴収の有無	1　入場料等を徴収しない。 2　入場料等を徴収する。 （　　）				和　室		
承認条件					会議室		
					合　計		
特記事項							

上記のとおり名勝大乗院庭園文化館の使用を承認します。

承認印	領収印	承認番号　第　号
		年　月　日

第４号様式（第５条、第９条―第11条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用変更承認書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者　団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

電話　　（　　）

変　更　理　由	
変　更　事　項	
使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日　・　第　　号
その他必要な事　　項	
承　認　条　件	
使　　用　　料	円

上記のとおり名勝大乗院庭園文化館の使用変更を承認します。

承　認　印

領　収　印

承認番号　　第　　号
年　　月　　日

第４号様式の２（第５条関係）

第５号様式（第８条・第11条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用取消届

受付第　　号
年　　月　　日

（宛先）指定管理者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
使用者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿
電話　（　）

次のとおり名勝大乗院庭園文化館の使用を取り消したいので届出します

使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
使用取消しの理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第５号様式の２（第９条関係）

第６号様式（第10条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用料減免申請書

受付第　　号
年　　月　　日

（宛先）奈良市長

住　　所
使用者　団 体 名
氏名又は
代表者名
電話　（　　）

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則第10条第１項の規定に基づき、次のとおり使用料の減免を申請します。

使　用　目　的	
使　用　内　容	
使　用　日　時	年　月　日　　年　月　日 午前・午後　時　分から　午前・午後　時　分まで
主　催　者	
使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日　・　第　号
減 免 の 理 由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通知　第　号
年　月　日

第７号様式（第10条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用料減免決定通知書

住　　所

使用者　団 体 名

氏名又は

代表者名　　様

電話　　（　　）

使　用　目　的	
使　用　内　容	
使　用　日　時	年　　月　　日　　年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から　午前・午後　　時　　分まで
主　　催　　者	
使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日　・　第　　号
減 免 の 理 由	

通知　第　　号
年　　月　　日

名勝大乗院庭園文化館使用料の減免については、奈良市名勝大乗院庭園文化館条例第８条の規定に基づき免除（割減額）することを決定しました。

奈良市長　　印

第８号様式（第11条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用料還付申請書

受付第　　号
年　月　日

（宛先）奈良市長

住　所
使用者　団体名
氏名又は
代表者名
電話　（　）

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
使用料納付年月日	年　月　日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

□　奈良市名勝大乗院庭園文化館条例第９条本文の規定を適用し、還付しません。

□　奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則第11条第１項第　号の規定を適用し、使用料　円を還付します。

通知　第　号
年　月　日

注意事項

1　太線内のみ記入してください。

2　使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

※　還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀　行 信用金庫 信用組合		本　店 支　店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

第９号様式（第11条関係）

名勝大乗院庭園文化館使用料還付決定通知書

住　　所

使用者　団 体 名

氏名又は
代表者名

電話　　（　　）

使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日・第　　号
使用料納付年月日	年　　月　　日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

□　奈良市名勝大乗院庭園文化館条例第９条本文の規定を適用し、還付しません。

□　奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則第11条第１項第　　号の規定を適用し、使用料　　円を還付します。

名勝大乗院庭園文化館使用料の還付については、上記のとおり決定しました。

通知　第　　号
年　　月　　日

奈良市長　　印